

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和5年4月1日～令和9年3月31日までの4年間

2. 内 容：

目 標：全部署の年次有給休暇の取得率を、年次付与に対し50%以上とし、1職員あたりの平均取得日数を12日以上とする。

<対 策>

令和5年4月～

- (1) 年次有給休暇の取得状況の把握。
- (2) 管理職会議において年次有給休暇の取得促進に向けた啓蒙。
- (3) 有給取得率が低い職員に対し直接指示を行い、改善方法の提案をする。